

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	重度心身障害者医療費助成に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、重度心身障害者医療費助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐倉市長

## 公表日

令和6年2月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例に基づき、重度心身障害者に対し、医療費の負担を軽減するため、医療費の助成を行う。
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表第1の1の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐倉市 福祉部 障害福祉課 住所: 〒285-8501 佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6137

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I. 4. ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	事後	
平成30年3月1日	II. 1. いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	
平成30年3月1日	II. 2. いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	
平成31年3月29日	I. 5. ②	佐藤 幸恵	障害福祉課長	事後	
令和1年12月25日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	令和1年10月30日 時点	事後	
令和1年12月26日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	
令和1年12月25日	V6情報提供ネットワークシステムとの接続		接続しない(提供)	事後	
令和2年2月8日	II. 1. いつ時点の計数か	令和1年10月30日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和2年2月8日	II. 2. いつ時点の計数か	令和1年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和4年1月11日	II. 1. いつ時点の計数か	令和2年10月30日 時点	令和3年10月31日 時点	事後	
令和4年1月11日	II. 2. いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点	令和3年10月31日 時点	事後	
令和4年1月13日	I. 4. ②	番号法第19条第9号	追加	事後	
令和5年2月6日	II. 1. いつ時点の計数か	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	重要な変更にあたる項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年2月6日	II. 2. いつ時点の計数か	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	重要な変更にあたる項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	II. 1. いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	重要な変更にあたる項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	II. 2. いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	重要な変更にあたる項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない